

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和4年度 低濃度PCB廃棄物処理業務（高知橋）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 岡本 雅之 高知県高知市江陽町2-2
契約締結日	令和 4年 5月 9日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社富士クリーン 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥1,654,923-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥2,023,279-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、高知橋の耐震補強外工事において発生した低濃度ポリ塩化ビフェニルが含有されている塗膜くずなどの廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という）を処分業者の施設（以下「処理施設」という）への運搬並びに処理施設への搬入作業、及び廃棄物処理作業を法令等に従って行うものである。</p> <p>低濃度PCB廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定施設で処理を行わなければならない。</p> <p>四国地方整備局管内において環境大臣が認定している(株)富士クリーンとオオノ開発(株)の2者に低濃度PCB廃棄物の処理の処理に係る見積もり依頼を行ったところオオノ開発(株)から塗膜くずの処理ができないことから辞退の申し出があったため、(株)富士クリーンが四国地方整備局管内において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定施設で唯一の業者である。</p> <p>よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を締結しようとするものである。</p>
備考	